

医療機器の広告中に「厚生労働大臣承認〇〇号」又は「厚生労働省許可〇〇号」と記載したものがあがるが、「厚生労働大臣」又は「厚生労働省」の文字を記載することは、当該製品の有効性、安全性について誇大な表現となるおそれがあるので認められない。なお、「医療機器承認番号58B第〇〇号」又は「医療機器許可番号東用第〇〇号」のように記載すること。